

出来事（2014年7月）

1. 食品表示基準

7月7日、消費者庁から食品表示基準案が示され、パブリックコメント（8月10日までの35日間）に付されました。併せて、説明会が各地で開催されました。

○食品添加物の表示省略規定（第32条4）

4 前三項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる表示事項の表示は、同表の下欄に掲げる区分に該当する添加物にあつてはこれを省略することができる。

(1)保存の方法:食品衛生法第11条第1項の規定により保存の方法の基準が定められた添加物以外の添加物

(2)消費期限又は賞期限：全ての添加物

(3)栄養成分の量及び熱量：以下に掲げるもの（栄養表示をしようとする場合を除く。）

- ・ 容器包装の面積が三十平方センチメートル以下であるもの
- ・ 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの
- ・ 消費税法において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの

○今後の予定：消費者委員会での審議、法令審査、年内遅くとも1月の告示が予想されています。食品関連事業者、流通事業者等では、新様式のラベルの印刷の手配、表示データのコンピューターシステムへの入力（DB）など、さまざま作業が想定され、最大関心事はスケジュールとなりつつあります。

2. 食品の新たな機能性表示制度

消費者庁は、昨年12月から本年7月まで「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」を開催し、規制改革実施計画（2013年6月14日閣議決定）に基づき、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について検討を行い、その報告書が取りまとめられたとして、7月30日、資料を公表しました。

○報告書 http://www.caa.go.jp/foods/pdf/140730_2.pdf

○概要 http://www.caa.go.jp/foods/pdf/140730_3.pdf

○安全性のありかた

○食品の機能性表示を行うに当たって必要な科学的根拠の考え方

- ・ 最終製品を用いた臨床試験
- ・ 最終製品又は機能性関与成分に関する研究レビュー

○誤認のない食品の機能性の表示

○国の関与の在り方

- ・ 販売前届出制の導入
- ・ 新制度の規定・適切な運用
- ・ 新たな機能性表示制度の名称（方向性）
- ・ 消費者教育等

3. 食品添加物の新規指定

7月は、新規指定はありませんでした。

現在、グルタミンバリングリシン（調味料）、アスペルギナーゼ（*Aspergillus niger* ASP-72 株）、2,3-ジエチルピラジン（香料）、アンモニウムイソバレレート（香料）、カンタキサンチン（着色料）等の指定のための手続きが進められています。

なお、過酢酸製剤については、食品安全委員会での審議が継続されています。

4. 食品添加物指定等相談センターの設置（厚生労働省）

国立医薬品食品衛生研究所に、食品添加物等指定相談センターが開設されました。

http://www.nihs.go.jp/dfa/fadcc_home.html.

5. 組換えDNA技術応用食品・食品添加物

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（17品目、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list.pdf>

○安全性審査が終了した遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（60品目、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list3.pdf>

○安全性審査継続中の遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（4品目、前月と変化なし）

アミラーゼ、エキソマルトテトラオヒドロラーゼ、L-シトルリン、

L-ヒドロキシプロリン <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list2.pdf>

○組換え DNA 技術応用食品及び添加物の基準適合が確認された施設一覧

（1施設2品目、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list4.pdf>

6. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

① 今月の出荷制限の設定

7月8日、栃木県内の渡良川のうち日光市足尾町内の区間（支流を含む）において採捕されたいわな（養殖により生産されたものを除く。）に対する「キャッチ・アンド・リリース区間管理方針」の見直し（栃木県）

7月16日、茂木町で採取されたきのこ（野生のものに限る。）

② 出荷制限：福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部の食材（7月31日現在）

7. EFSA サンセットイエローFCF（E110）の新しいADI

7月15日、EFSA パネルは、現行のADIである1mg/kg bw/day を再評価し、新しいADIを4mg/kg bw/day としました。

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/doc/3765.pdf>

8. EFSA インジゴカルミン (E-132、食用青色 2 号) の再評価

7 月 25 日、EFSA パネルは、現行の ADI である 5mg/kg bw/day は、試験に使用されたものと同程度の純度のものに適用されるとし、全集団で暴露量は ADI を超えないが、最大許容レベル (MPL) での幼児と子供の暴露推定量は、ADI を高いレベルで超えるとなりました。尚、EU 規格 (2012) には、JECFA 規格 (2010) に設定されていないヒ素：3mg/kg 以下、水銀：1mg/kg 以下、カドミニウム：1mg/kg 以下の限度規格が設けられています。
<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/doc/3768.pdf>

一方、日本の販売量 (許可量) は、年間 1 トン程度と極めて少なく、食品添加物の摂取量調査 (マーケットバスケット方式) でも報告されていないので、比較検討はできません。

9. CODEX 第 37 回 7 月 14~18 日 スイス

- ・精米の無機ヒ素の最大レベル (合意)
- ・離乳食の鉛の最大レベル (合意)

他

<http://www.fao.org/news/story/en/item/238558/icode/>

10. 食品の TV コマーシャルの裁定 英国 ASA

7 月 16 日、MaxiNutrition の TV コマーシャルが、食品の健康強調表示規制で認められていないものであると裁定されました。

http://www.asa.org.uk/Rulings/Adjudications/2014/7/GlaxoSmithKline-UK-Ltd/SHP_ADJ_262008.aspx#.U92qZ2flqUl

11. 10 人中 4 人の膵臓がんは、ライフスタイルの変更で予防可能 (英国)

英国で毎年 8,800 人が膵臓がんを診断されるが、その 5 年生存率は 3% と低い。一部の患者は、過体重や喫煙との関連が示唆されるとのことです。

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/doc/3750.pdf>

12. 輸入食品の違反事例

- ・兼松株式会社及び三井物産株式会社が、ブルキナファンから輸入した「生鮮ごまの種子」のモニタリング検査で、それぞれ一律基準を超えた 0.03ppm 及び 0.04ppm のイミダプロプリド検出による成分規格不適合とされ、廃棄・積戻し等が指示されました。

*イミダプロプリドは、クロロニコチル系の殺虫剤です。

- ・岡山水産が中国から輸入した「冷凍活あさり」及び「加熱後摂取冷凍食品 (凍結直前加熱)：煮あさり」の命令検査で、それぞれ一律基準を超えた 0.02ppm 及び

0.03ppm のプロメトリン検出による成分規格不適合とされ、廃棄・積戻し等が指示されました。

また、株式会社栄中国から輸入した「活あさり」の命令検査で、一律基準を超えた 0.02ppm のプロメトリン検出による成分規格不適合とされ、廃棄が指示されました。原因は、農業用地からの汚染とされました。

*プロメトリンは、トリアジン系の除草剤です。

輸入された「あさり」類の食品衛生法違反が続いています。

(作成：2014年8月2日)